

日本社会福祉系学会連合分担金規程（2009年4月1日改正）

（分担金）

第1条 本連合の運営は、会員の分担する会費によって行う。

（会費の算定）

第2条 正会員の会費の算出は、次の方式による。

- ① 定額負担金 10,000円
- ② 比例負担金 会員数200名につき10,000円

2 賛助会員の会費は、10,000円とする。

3 会費の算定方式の変更は総会にて行う。

（会費の通知）

第3条 会計担当者は、毎年度の初めに会費を算定し、会員に通知する。

（会費の納入）

第4条 会員は、毎年度の初めに算定された会費を納入する。

（規程の改正）

第5条 この規程の改正は、総会において行う。

附則 この規程は、2006年4月23日より施行する。

この規程は、2009年4月1日より施行する。